

オンライン手続の利便性向上に向けた「国土交通省改善取組計画」の
フォローアップについて

平成 29 年 1 月 6 日
国 土 交 通 省

「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成 26 年 4 月 1 日各府
省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）に基づき策定した国土交通省改善取組
計画について、平成 27 年度取組のフォローアップを行いましたので、公表しま
す。

国土交通省改善取組計画
(27年度フォローアップ実施後)

	策定年月日	平成26年10月8日策定
分野又は業務名	その他(特殊車両通行許可)	
システム名	特殊車両通行許可システム	

I 改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成27年度			26年度	25年度
		申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率	オンライン利用率	オンライン利用率
1	特殊車両通行許可申請	301,538	268,904	89.2%	87.8%	79.2%
	合計	301,538	268,904	89.2%	87.8%	79.2%

II 目標及び評価指標等

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明 (内容、測定方法等)	基準値	現状	目標(見込み)・達成時期、 その前提条件等
オンライン申請に係る利用者の満足度	オンライン手続の利用者約130社を対象としたアンケート調査による測定。 オンライン申請が使いやすいかの質問について、①非常にそう思う②そう思う③どちらかといえばそう思う④どちらかといえばそう思わない⑤そう思わない⑥全くそう思わない 計6段階の評価のうち、①～③と回答した者の割合。	74.0% (平成25年度)	82.4% (平成27年度)	80%以上 (平成28年度)
オンライン利用率				
特殊車両通行許可申請	行政手続オンライン化法第10条第1項に基づくオンライン利用の状況の公表。	79.2% (平成25年度)	89.2% (平成27年度)	80%以上 (平成28年度)
申請書1件当たりの入力に掛かる時間	オンライン手続の利用者約130社を対象としたアンケート調査による測定。 新規申請1件当たりのデータ入力(申請書、車両内訳、車両諸元、通行経路など)に掛かるおおよその時間(分)及び申請内容について回答。	64分 (平成25年度)	56.6分 (平成27年度)	60分以内(平成28年度)
備考				

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	その他(特殊車両通行許可)	
改善促進手続名	特殊車両通行許可申請	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	・該当無し (オンライン申請での車検証の提出省略化及び、その他の必要書類についてもPDF等によりオンラインで提出可能)【平成19年度から実施済】	
(2)本人確認方法の見直し	・該当無し (申請時の電子認証を廃止し、ID・パスワードによる本人確認方法を導入することにより手続を簡素化)【平成24年度から実施済】	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	・申請者向けに提供している操作マニュアルを見直し、申請データ作成のポイントや入力を間違えやすい点などの情報を踏まえた分かりやすい周知資料を作成し、特車PRサイトへの掲示を行う【平成28年度から作成着手】	※今年度PRサイト掲載予定 (27年度の国道事務所への調査を踏まえた周知資料)
2オンライン申請等に係る処理の見直し	・高速道路等について、大型車両を誘導すべき道路として指定するとともに、当該道路に係る通行許可について国による一括審査を実施することで、許可までに要する期間を短縮【平成26年度から実施済】	道路法47条の3に基づく申請 (経路の全てが完結するものは、オンライン申請到達後3営業日程度で処理)
3システムの利便性の向上	・申請者及び審査者からのニーズが高い項目についてシステム改修を検討し、可能なものから順次実施する【継続実施】	毎年実施
4経済的インセンティブの活用	・該当無し (申請時の電子認証を廃止し、ID・パスワードによる本人確認方法を導入することにより電子署名取得費用の負担を削減)【平成24年度から実施済】	
5普及啓発等	・利用率の低い地域(事務所)を重点的に、申請窓口での移行要請や講習会の実施を継続し、可能な限り利用率の向上を図る【継続実施】	毎年全国で実施 (特に実施状況の確認は行ってない)
6その他		

国土交通省改善取組計画
(27年度フォローアップ実施後)

	策定年月日	平成26年10月8日策定
分野又は業務名	自動車登録	
システム名	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム	

I 改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成27年度			26年度 オンライン利用率	25年度 オンライン利用率
		申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率		
1	自動車の新車新規登録等	1,365,627	837,336	61.3%	60.1%	60.9%
	合計				60.1%	60.9%

II 目標及び評価指標等

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明 (内容、測定方法等)	基準値	現状	目標(見込み)・達成時期、 その前提条件等
オンライン申請に係る利用者の満足度	ディーラーに対して、回答義務のない無記名の意識調査を実施。満足、やや満足、どちらとも言えない、やや不満足、不満足5段階評価中、満足、やや満足と回答した者の割合。	22.6% (平成23年度)	41.08% (平成27年度)	60%(平成28年度) (平成27年度末時点で稼働している11地域)
オンライン利用率				
新車新規登録	行政手続オンライン化法第10条第1項に基づくオンライン利用状況の公表。	59.0% (平成24年度)	61.3% (平成27年度)	66%(平成28年度) (平成27年度末で稼働している11地域)
OSS全国展開	OSSの稼働地域	11都府県	11都府県 (平成27年度)	全国展開(平成29年度)
OSS対象手続の拡大	OSSの対象手続	新車新規登録	新車新規登録 (平成27年度)	対象手続の拡大(平成29年度)
備考				

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	自動車登録	
改善促進手続名	自動車の新車新規等	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・警察との連携により保管場所証明書の添付を省略。【平成17年度から継続実施】 ・登録情報処理機関の利用により、自動車メーカーの発行する完成検査修了証の添付を省略。【平成17年度から継続実施】 ・平成29年4月からのOSS対象手続拡大に向け、登録情報処理機関の利用により、保安基準適合証、譲渡証等の添付を省略。 ・平成28年1月よりマイナンバーカードの本人確認機能(公的個人認証サービス)を活用することにより申請者による印鑑登録証明書の提出を省略可能としている。 	
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・「オンライン手続によるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」に基づき、認証方式を検討。【平成25年度実施】 ・代理申請の場合、紙で申請者の本人確認書類を提出する場合には、申請者の電子署名を省略し、申請代理人の電子署名のみで申請可能としている。【平成19年度から継続実施】 ・平成28年1月よりマイナンバーカードの本人確認機能(公的個人認証サービス)を活用することにより申請者による印鑑登録証明書の提出を省略可能としている。(再掲) 	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる案内のほか、運輸支局の窓口において、オンライン申請に関するパンフレット等に配布するなどして制度の広報を行い利用促進に努める。【継続実施】 ・自治体総合フェア((一社)日本経営協会主催・例年5月下旬開催・来場者1万人規模)にて電子政府オンライン申請コーナーへ出展している。【継続実施】 	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・電子決済の活用により、申請の受付から完了まで一連の事務処理を電子的に行っている。【平成17年度から継続実施】 ・旧車検証の持込みを新車検証交付時とすることにより利用者の負担を軽減。 ・全ての地域で統一したフォーマットにより申請が可能。【平成17年度から継続実施】 	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・システム利用者からの要望が高い部分を把握し、ユーザビリティ向上のためのシステム改修を継続して実施。【継続実施】 例)・ダイレクト納付の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・申請画面を分かりやすいように構築 ・最新のIEへの対応 ・現在新車新規で既に導入済の登録希望日指定機能について、平成29年4月に拡大される手続についても、導入する。 ・現在OSS申請対象外である公用車について官職証明書や職責証明書を活用し、平成29年4月以降申請可能とする。 ・平成29年4月以降車検証の欄外に申請を依頼したディーラー等を特定する番号を記載できるようにし、当該番号を活用することにより、大量に申請を行う者の車検証等の仕分け作業を効率化する。 	
4経済的インセンティブの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・現在11都府県に限られているOSS稼働地域や対象手続の拡大を図り、その普及状況等を踏まえ、経済的インセンティブの活用について検討する。 	
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる案内のほか、運輸支局の窓口において、オンライン申請に関するパンフレット等に配布するなどして制度の広報を行い利用促進に努める。【継続実施】 ・自治体総合フェア((一社)日本経営協会主催・例年5月下旬開催・来場者1万人規模)にて電子政府オンライン申請コーナーへ出展している。【継続実施】(再掲) 	
6その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月より拡大される対象手続は、変更登録、移転登録、一時抹消登録、永久抹消登録、中古車新規登録、記載事項変更、変更一時抹消登録、移転一時抹消登録、移転永久抹消登録、及び継続検査の10手続を予定。新車新規登録を含めて11手続となる。 ・平成29年4月からの抜本的拡大(全国拡大・手続拡大)に向け、関係者へ更なる周知を行う。 	